

令和5年度 グリーン調達計画



[目次]

1	目的	・・・1
2	特定調達物品及び判断基準等	・・・1
3	適合状況の確認	・・・1
4	適正量の購入	・・・1
5	報告	・・・1
6	その他	・・・2
	令和5年度グリーン調達 特定調達物品一覧	・・・3
	特定調達物品及び判断基準等	・・・4~17
	参考資料 特定調達物品及び判断基準等の見直し一覧	・・・18~20

1 目的

この計画は、「春日井市環境物品等の調達に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、率先して環境物品等の調達の推進を図るため、春日井市が調達する物品等に関する計画を策定し、積極的に環境物品等への需用の転換を図ることを目的とする。

2 特定調達物品及び判断基準等

- (1) 令和5年度の特定調達物品（重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類）における品目及び判断基準等は「特定調達物品及び判断基準等」（P4～17）のとおりとし、指定された品目について「判断基準」を満たすものを調達すること。
- (2) 前年度からの変更点については参考資料「特定調達物品及び判断基準等の見直し一覧」（P18～20）を参照すること。
- (3) 適合品が確認できない場合または品質、性能等により適合商品を選択することが不可能な場合はこの限りでない。
また、指定されていない品目については、基本方針に従って調達するものとする。

3 適合状況の確認

特定調達物品を調達する際は、カタログの**グリーン購入適合商品**、**グリーン購入法**等の表示を参考にしてください。

また、次の表を参考にするとともに、判定が難しい場合はメーカー又は取扱事業者等へ確認すること。

種類	情報の内容	入手先
エコ商品ネット(グリーン購入ネットワーク作成)	グリーン購入ネットワーク(GPN)の購入ガイドラインに即した項目に関する環境情報	GPN ホームページ
エコマーク商品カタログ	エコマーク認定ポイント	エコマーク商品総合情報サイト

4 適正量の購入

本計画に適合する物品を購入する場合であっても、在庫数の把握や使用方法及び使用量の見直し等により、適正な量を調達するよう努めること。

5 報告

各課等において常に調達状況を確認するとともに、調達の状況を1年間に1回報告書により環境政策課へ報告すること。

なお、リース及びレンタル契約に関しては、新たに機器を調達する場合及び機種を変更する場合について報告するものとする。

6 その他

(1) 協力要請

各課等は、物品等を納入する業者が自動車を使用する場合は、本計画で定められた自動車を利用するとともに、アイドリングストップ等を行うなど、環境に配慮した取組を行うよう協力を要請するものとする。

(2) 理由

基本方針及びこの調達計画に適合しない物品を調達するときは、その理由を明確に説明できるようにすること。

令和5年度グリーン調達 特定調達物品一覧

分野・分類	No.	品目	単位	掲載頁	分野・分類	No.	品目	単位	掲載頁	
(1)紙類	1	コピー用紙	枚	4	(2)文具類	38	バインダー	点	7	
	2	フォーム用紙	枚	4		39	つづりひも	点	8	
	3	塗工されていない印刷用紙	枚	4		40	事務用封筒（紙製）	枚数	8	
	4	塗工されている印刷用紙	枚	4		41	窓付き封筒（紙製）	枚数	8	
	5	トイレットペーパー	巻数	4		42	ノート	点	8	
(2)文具類	6	シャープペンシル	点	5		43	パンチラベル	点	8	
	7	シャープペンシル替芯	点	5		44	タックラベル インデックスラベル	点	8	
	8	ボールペン	点	5		45	付箋紙	点	8	
	9	マーキングペン（蛍光ペン）	点	5		46	テープ印字機専用カセット	点	8	
	10	鉛筆	点	5		47	テープ印字機専用テープ	点	8	
	11	スタンプ台	点	5		48	チョーク	点	9	
	12	朱肉	点	5		(3)画像機器等	49	コピー機	台	9
	13	ゴム印	点	6			50	複合機	台	9
	14	回転ゴム印	点	6			51	プリンタ	台	10
	15	定規	点	6			52	プリンタ複合機	台	10
	16	消しゴム	点	6			53	ファクシミリ	台	10
	17	ステープラー（汎用型）	点	6			54	スキャナ	台	10
	18	ステープラー（汎用型以外）	点	6			55	トナーカートリッジ	個	10
	19	ステープラー針リムーバー	点	6	56		インクカートリッジ	個	11	
	20	連射式クリップ（本体）	点	6	(4)電子計算機等	57	電子計算機（パソコン）	台	12	
	21	事務用修正具（テープ）	点	6		58	ディスプレイ	台	12	
	22	事務用修正具（液状）	点	6		59	記録用メディア	個	12	
	23	クラフトテープ	点	6	(5)オフィス機器等	60	電子式卓上計算機	点	13	
	24	布粘着テープ（プラスチック製クロス テープを含む）	点	6	(6)照明	61	電球形LEDランプ	点	13	
	25	両面粘着紙テープ	点	6	(7)自動車	62	乗用車	点	14	
	26	製本テープ	点	6		63	小型バス	点	14	
	27	はさみ	点	6		64	小型貨物車	点	14	
	28	パンチ（手動）	点	6		65	バス等	点	14	
	29	紙めくりクリーム	点	6		66	トラック等	点	14	
	30	鉛筆削（手動）	点	6	(8)消火器	67	消火器	点	16	
	31	メディアケース	点	7	(9)作業服類	68	作業服	着数	16	
	32	マウスパッド	点	7		69	作業手袋	組数	16	
	33	カッターナイフ	点	7	(10)災害備蓄用品	70	災害備蓄用飲料水	本	17	
	34	デスクマット	点	7		71	アルファ化米	個	17	
	35	のり（液状）（補充用を含む）	点	7		72	保存パン	個	17	
	36	のり（固形）（補充用を含む）	点	7		73	乾パン	個	17	
	37	ファイル	点	7	(11)ごみ袋等	74	プラスチック製ごみ袋	枚数	17	

特定調達物品及び判断基準等

定義 【判断基準】：本計画に適合する物品の要件であり、指定した品目について判断基準を満たすものを調達すること。
 【配慮事項】：本計画に適合する物品の要件ではないが、配慮することが望ましい事項。

(1) 紙類※1

No.	品目	判断基準・配慮事項
1	コピー用紙	【判断基準】 ・総合評価値（※2）80以上であること。 [配慮事項] ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
2	フォーム用紙	【判断基準】 ・古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%以下であること。 [配慮事項] ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
3	塗工されていない印刷用紙※3	【判断基準】 ・総合評価値80以上であること。 [配慮事項] ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
4	塗工されている印刷用紙※4	【判断基準】 ・総合評価値80以上であること。 [配慮事項] ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
5	トイレットペーパー	【判断基準】 ・古紙パルプ配合率100%であること。 [配慮事項] ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

※1 本項の対象となる紙類は、ノーカーボン紙、裏カーボン印刷の連続用紙、OCR用紙、圧着はがき、はがきは除く。

※2 総合評価値とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料のパルプ配合率及び、白色度または塗工量を算定式により算出し、一定以上のポイントを獲得した製品を適合品とみなす考え方。

総合評価値及びその内訳は製品に記載されている。ただし、製品にその内訳が記載されていない場合は、ウェブサイト等で確認すること。

※3 塗工されていない印刷用紙とは、各課等が調達した用紙で表面に塗工（表面に塗料が塗布された美感や平滑さを高めた紙）処理がされていない用紙をいう。

※4 塗工されている印刷用紙とは、各課等が調達した用紙で表面に塗工（表面に塗料が塗布された美感や平滑さを高めた紙）処理がされている用紙で、ポスターなどに用いられるものをいう。

(2) 文具類

No.	品目	判断基準・配慮事項
	文具類共通	<p>【判断基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①グリーン購入法適合物品であること。</p> <p>②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ・製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック（※1）又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの（※2）が可能なかぎり使用されていること。 ・製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 <p>注）文具類に定める特定調達物品については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の品目について判断の基準（●印）を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準（●印）を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみを上記の判断の基準を適用する。</p>
6	シャープペンシル	<p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残芯が可能な限り少ないこと。
7	シャープペンシル替芯	(判断基準は容器に適用)
8	ボールペン	<p>【判断基準】</p> <p>●文具類共通の判断の基準を満たすこと、かつ芯が交換できること。</p>
9	マーキングペン (蛍光ペン)	<p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品が交換又は補充できること。
10	鉛筆	
11	スタンプ台	<p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インク又は液が補充できること。
12	朱肉	<p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インク又は液が補充できること。

No.	品 目	判断基準・配慮事項
13	ゴム印	
14	回転ゴム印	
15	定規	
16	消しゴム	(判断基準は巻紙《スリーブ》又はケースに適用)
17	ステープラー (汎用型)	[配慮事項] ・再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。
18	ステープラー (汎用型以外)	[配慮事項] ・再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。
19	ステープラー針リ ムーバー	[配慮事項] ・再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。
20	連射式クリップ (本体)	
21	事務用修正具 (テープ)	[配慮事項] ・消耗品が交換できること。
22	事務用修正具 (液状)	(判断基準は容器に適用)
23	クラフトテープ	[配慮事項] ・粘着剤が水または弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり…水溶性又は水分散型の粘着材が使用され、樹脂ラミネート加工がなされていないこと。
24	布粘着テープ (プラスチック製 クロステープを含む。)	
25	両面粘着紙テープ	
26	製本テープ	(判断基準はテープ基材に適用)
27	はさみ	[配慮事項] ・再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。
28	パンチ (手動)	
29	紙めくりクリーム	(判断基準は容器に適用)
30	鉛筆削(手動)	[配慮事項] ・再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。

No.	品目	判断基準・配慮事項
31	メディアケース ※3	<p>【判断基準】</p> <p>●次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料（※4）からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>②CD、DVD及びBD用にあつては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。</p> <p>③バイオマスプラスチック（※5）であつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>
32	マウスパッド	
33	カッターナイフ	
34	デスクマット	
35	のり（液状） （補充用を含む）	<p>（判断基準は容器に適用）</p> <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容物が補充できること。
36	のり（固形） （補充用を含む）	<p>（判断基準は容器・ケースに適用）</p> <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品が交換できること。
37	ファイル	<p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分離廃棄ができる構造になっていること。配慮事項…再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。
38	バインダー※6	<p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分離廃棄ができる構造になっていること。

No.	品目	判断基準・配慮事項
39	つづりひも	<p>【判断基準】</p> <p>●次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、紙の原料が古紙パルプ配合率 70%以上であること。</p> <p>②金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上を使用されていること又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の 35%以上使用されていること。</p> <p>③上記①又は②以外の場合にあつては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p>
40	事務用封筒 (紙製)	<p>【判断基準】</p> <p>●古紙パルプ配合率 40%以上であること。</p>
41	窓付き封筒 (紙製)	<p>【判断基準】</p> <p>●古紙パルプ配合率 40%以上であること（窓部分に紙を使用している場合は、窓部分には適用しない。）。</p> <p>●窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p>
42	ノート	<p>【判断基準】</p> <p>●古紙パルプ配合率 70%以上であること。</p> <p>●塗工されているものについては、塗工量が両面で 30 g/m²以下であること。</p>
43	パンチラベル	<p>[配慮事項]</p> <p>・粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないもの。</p>
44	タックラベル インデックスラベル	<p>[配慮事項]</p> <p>・粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないもの。</p>
45	付箋紙	<p>[配慮事項]</p> <p>・粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないもの。</p>
46	テープ印字機等用 カセット	
47	テープ印字機等用 テープ	

No.	品 目	判断基準・配慮事項
48	チョーク	【判断基準】 ●再生材料が10%以上使用されていること。

- ※1 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- ※2 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- ※3 本項の判断の基準の対象となる「メディアケース」は、CD、DVD及びBD用とする。
- ※4 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- ※5 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- ※6 「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。

(3) 画像機器等

No.	品 目	判断基準・配慮事項
49 50	コピー機 複合機※1	【判断基準】 <ul style="list-style-type: none"> ・国際エネルギースタープログラム適合品であること。 ・少なくとも25グラムを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ・使用済部品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部品については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋め立てされないこと。 [配慮事項] <ul style="list-style-type: none"> ・使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ・分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

No.	品 目	判断基準・配慮事項
51 52	プリンタ プリンタ複合機※2	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際エネルギースタープログラム適合品であること。 ・少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
53 54	ファクシミリ スキャナ	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際エネルギースタープログラム適合品であること。 <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
55	トナーカートリッジ	<p>【判断基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済みトナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルシステムがあること。 ・回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く。）の50%以上であること。 ・回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済全体質量（トナーを除く。）の95%以上であること。 <p>②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

No.	品 目	判断基準・配慮事項
56	インクカートリッジ	<p>【判断基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済インクカートリッジの回収システムがあること。 ・回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（インク除く。）の25%以上であること。 ・回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量（インク除く。）の95%以上であること。 <p>②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

※1 「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。

※2 「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。

(4) 電子計算機等

No.	品 目	判断基準・配慮事項
57	電子計算機 (パソコン)	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費効率について国際エネルギースタープログラム基準又は省エネ法の基準を満たすこと。 ・筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ・製品とともに提供されるマニュアルやリカバリ CD 等の付属品が可能な限り削減されていること。
58	ディスプレイ	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際エネルギースタープログラム適合品であること。 <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
59	記録用メディア ※1	<p>(判断基準は容器に適用)</p> <p>【判断基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。 ②厚さ 5mm 程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ (スピンドルタイプなど) であること。 ③バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ④紙製にあっては、古紙パルプ配合率 70%以上であること。 <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

※1 本項の判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、直径 12 c m の CD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-RE とする。

(5) オフィス機器等

No.	品 目	判断基準・配慮事項
60	電子式卓上計算機※1	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ・再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

※1 判断の基準の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供するものとする。
(関数計算など出来る計算機は除外。)

(6) 照明

No.	品 目	判断基準・配慮事項
61	電球形 LED ランプ ※1	<p>【判断基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 演色性は平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。</p> <p>イ. 定格寿命は 40,000 時間以上であること。ただし、ビーム開きが 90 度未満の反射形タイプの場合は、30,000 時間以上であること。</p> <p>② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

※1 本項の判断の基準の対象とする電球形状のランプは、電球用ソケットにそのまま使用可能なランプとする。ただし、人感センサ、非常用照明（直流電源回路）等は除く。

(7) 自動車

No.	品目	判断基準・配慮事項
62	乗用車※1	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電動車等（※2）であること。 <p>ただし、ハイブリッド自動車の場合は、別表の燃費基準値及び排出ガス基準（ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。）を満たすこと。</p> <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブ支援機能（※3）を搭載していること。
63	小型バス※4	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車（※8）であること又は別表の燃費基準値を満たすこと。 <p>ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、これに加えて別表の排出ガス基準を満たすこと。</p> <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブ支援機能を搭載していること。
64	小型貨物車※5	
65	バス等※6	
66	トラック等※7	

※1 「乗用車」とは、乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。

※2 「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。

※3 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。

※4 「小型バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車をいう。

※5 「小型貨物車」とは、車両総重量3.5t以下の貨物自動車をいう。

※6 「バス等」とは、乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車をいう。

※7 「トラック等」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）をいう。

※8 「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。

区分	車種別	ガソリン		ディーゼル	LP ガス	
		燃費	排ガス	燃費	燃費	排ガス
乗用車 小型バス (車両総重量 3.5t 以下)	乗用車 (定員 10 人以下)	2020 年度 (平成 32 年度) 基準達成車	平成 30 年 基準 50%低減 又は 平成 17 年 基準 75%低減 達成車	2020 年度 (平成 32 年度) 基準達成車	2020 年度 (平成 32 年度) 基準達成車	平成 30 年 基準 50%低減 又は 平成 17 年 基準 75%低減 達成車
	小型バス (定員 11 人以上)	平成 27 年度 基準達成車	平成 30 年 基準 50%低減 又は 平成 17 年 基準 75%低減 達成車	平成 27 年度 基準達成車	対象外	
小型貨物車 (車両総重量 3.5t 以下)	軽量貨物車 (1.7t 以下)	平成 27 年度 基準+15%達成車	平成 30 年 基準 50%低減 又は 平成 17 年 基準 75%低減 達成車	平成 27 年度 基準+15%達成車	平成 27 年度 基準達成車	平成 17 年 基準 50%低減 達成車
	軽貨物車	平成 27 年度 基準+5%達成車		平成 27 年度 基準+5%達成車		
	中量貨物車 1.7t 超 2.5t 以下					
	2.5t 超 3.5t 以下					
重量車 (車両総重量 3.5t 超)	路線バス 一般バス	対象外		平成 27 年度 基準+5%達成車	対象外	
	トラック等	対象外		平成 27 年度 基準+5%達成車	対象外	

(8) 消火器

No.	品 目	判断基準・配慮事項
67	消火器※1	<p>【判断基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 消化薬剤に、再生材料が40%以上使用されていること。</p> <p>イ. 製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p>

※1 対象は、粉末ABC消火器とする。(A：普通火災、B：油火災、C：電気火災)。

(9) 作業服類

No.	品 目	判断基準・配慮事項
68	作業服	<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、再生PET樹脂(PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの)から得られるポリエステルが、製品全体で50%以上使用されていること。 <p>[配慮事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ・製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維(※1)又は反毛繊維(※2)が使用されていること。
69	作業手袋	<p>【判断基準】</p> <p>○主要材料が繊維(天然繊維及び化学繊維)の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。</p> <p>②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。</p> <p>③植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率(※3)が10%以上であること。</p> <p>④未利用繊維が製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。</p>

※1 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リントー等)を再生した繊維をいう。

※2 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し

再製した繊維をいう。

※3 「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、製品全体重量に占める、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合をいう。

(10) 災害備蓄用品

No.	品目	判断基準・配慮事項
70	災害備蓄用飲料水※1	【判断基準】 ・賞味期限が5年以上であること。 ・製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。
71	アルファ化米	【判断基準】 ・賞味期限が5年以上であること。 ・製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。
72	保存パン	
73	乾パン※1	

※1 対象とする「災害用備蓄飲料水」、「アルファ化米」、「保存パン」、「乾パン」は、災害用に長期保存する目的で調達するものとする。

(11) ごみ袋等

No.	品目	判断基準・配慮事項
74	プラスチック製ごみ袋	【判断基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次のア若しくはイのいずれかの要件並びにウ及びエの要件を満たすこと。 ア バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の25%以上使用されていること。 イ 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ウ 上記ア又はイに関する情報が表示されていること。 エ プラスチックの添加物として充填剤を使用しないこと。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【配慮事項】 ・シートの厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られていること。 ・バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いこと。 ・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

特定調達物品及び判断基準等の見直し一覧

分野	No.	品目	見直し等の概要
紙類 5品目	1	コピー用紙	
	2	フォーム用紙	
	3	塗工されていない 印刷用紙	国の方針に沿って判断基準の「総合評価値 80 以上であること。」を「総合評価値 70 以上であること。」に見直し。
	4	塗工されている 印刷用紙	国の方針に沿って判断基準の「総合評価値 80 以上であること。」を「総合評価値 70 以上であること。」に見直し。
	5	トイレットペーパー	
文具類 43品目		文具類共通	国の方針に沿って配慮事項に「製品の原材料調達から…」を追加。
	6	シャープペンシル	
	7	シャープペンシル 替芯	
	8	ボールペン	
	9	マーキングペン (蛍光ペン)	
	10	鉛筆	
	11	スタンプ台	
	12	朱肉	
	13	ゴム印	
	14	回転ゴム印	
	15	定規	
	16	消しゴム	
	17	ステープラー (汎用型)	
	18	ステープラー (汎用型以外)	
	19	ステープラー針 リムーバー	
	20	連射式クリップ (本体)	
	21	事務用修正具 (テープ)	
	22	事務用修正具 (液状)	

分野	No.	品目	見直し等の概要	
	23	クラフトテープ		
	24	布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む）	国の方針に沿って品目名を「粘着テープ（布粘着）」から名称を見直し。	
	25	両面粘着紙テープ		
	26	製本テープ		
	27	はさみ		
	28	パンチ（手動）		
	29	紙めくりクリーム		
	30	鉛筆削（手動）		
	31	メディアケース		
	32	マウスパッド		
	33	カッターナイフ		
	34	デスクマット		
	35	のり（液状） （補充用を含む）		
	36	のり（固形） （補充用を含む）		
	37	ファイル		
	38	バインダー		
	39	つづりひも		
	40	事務用封筒（紙製）		
	41	窓付き封筒（紙製）		
	42	ノート		
	43	パンチラベル		
	44	タックラベル インデックスラベル		
	45	付箋紙		
	46	テープ印字機等用 カセット		
	47	テープ印字機等用 テープ		
	48	チョーク		
	画像機器等 8品目	49	コピー機	
		50	複合機	
51		プリンタ		
52		プリンタ複合機		
53		ファクシミリ		

分野	No.	品目	見直し等の概要
	54	スキャナ	
	55	トナーカートリッジ	
	56	インクカートリッジ	
電子計算機等 3品目	57	電子計算機 (パソコン)	
	58	ディスプレイ	
	59	記録用メディア	
オフィス機器等 1品目	60	電子式卓上計算機	
照明 1品目		蛍光ランプ（大きさの 区分 40 形直管蛍光ラ ンプ）	国の方針に沿って品目を削除。
	61	電球形状のランプ	国の方針に沿って判断基準①、②の要件を追加、見直し。また、配慮事項に「製品の原材料調達から…」を追加。
自動車 5品目	62	乗用車	
	63	小型バス	
	64	小型貨物車	
	65	バス等	
	66	トラック等	
消火器 1品目	67	消火器	国の方針に沿って判断基準に「○次のいずれかの要件を満たすこと。」を追加。また①、②の要件を追加、見直し。
作業服類 2品目	68	作業服	
	69	作業手袋	
災害備蓄用品 4品目	70	災害備蓄用飲料水	
	71	アルファ化米	
	72	保存パン	
	73	乾パン	
ごみ袋等 1品目	74	プラスチック製ごみ袋	